

令和 3 年 第 8 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 3 年 8 月 2 0 日

武蔵村山市教育委員会

令和3年第8回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年8月20日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時26分

2 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	諸星 裕	学校教育担当部長	高橋 良友
教育総務課長	平崎 智章	指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹
学校給食課長	長谷 慶一	防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之
文化振興課長	高橋 一磨	スポーツ振興課長	西原 陽
図書館長	藤本 昭彦	指導主事	加藤 由裕
指導主事	石井 和成		

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 吉野恵里加
内野 祥子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 請願第 2 号 オリンピック・パラリンピック参加に関する決定についての請願
- 5 議案第 3 4 号 令和 3 年度教育予算の補正（第 6 号）の申出について
- 6 議案第 3 5 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書の採択について
- 7 議案第 3 6 号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則ほか 5 規則の一部改正の申出について
- 8 議案第 3 7 号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 その他
- 10 議案第 3 8 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、3名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては、簡潔な説明をお願いいたします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和3年第8回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、杉原委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、武蔵村山市立雷塚図書館における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、雷塚図書館における新型コロナウイルス感染症の発生について御報告いたします。

感染者は図書館職員で、令和3年8月12日に発熱し、同日にPCR検査を受け、陽性が確認されました。

濃厚接触者及びクラスター感染の該当者はございませんでした。

また、感染した職員が活動した事務室や図書館内の共用スペースの消毒は実施済みでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について御報告いたします。

資料2を御覧ください。

中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、第五次武蔵村山市特別

支援教育推進計画の重点事業に位置付けられており、令和5年4月の設置に向けて準備を進めているところでございます。

それでは、資料2の2枚目を御覧ください。

令和3年度は、武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害学級開設準備委員会を開催し、資料2の設置要領第2条(1)から(6)までの所掌事項について検討を行っているところでございます。

その開設準備委員会の1回目を8月5日に開催し、中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校について、資料2の1枚目のとおり、小中一貫校村山学園第二中学校に決定いたしました。

小中一貫校村山学園第二中学校に決定をした経緯といたしましては、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童の状況や、通常学級、特別支援学級、特別支援教室等に在籍をする自閉症・情緒障害等に関係する児童・生徒の状況、さらに学校での施設の状況等の観点から検討し、決定をいたしました。

なお、資料2の3枚目には、開設準備委員会の委員名簿がございますので、併せて御確認ください。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

市内中学校における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、市内中学校における新型コロナウイルス感染者の発生について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

感染者は、小中一貫校大南学園第四中学校の教員となります。

発症等の状況は、令和3年8月6日に発熱し、翌7日にPCR検査を受け、8日に陽性が確認されました。

濃厚接触者及びクラスター感染についてはございません。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

市内小・中学校における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、市内小・中学校における新型コロナウイルス感染者の発生について御報告いたします。

資料4を御覧ください。

1、発症日及び発生状況につきましては、令和3年7月16日から令和3年8月15日までの期間において、23人の感染者が発生いたしました。

2、濃厚接触者につきましては、いずれも学校における該当者はおりませんでした。

市民への周知方法につきましては、広資料及び市ホームページにおいて周知いたしました。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

令和3年度少年少女スポーツ大会第51回少年野球大会の開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

西原スポーツ振興課長、お願いします。

○西原スポーツ振興課長 それでは、資料5、令和3年度少年少女スポーツ大会第51回少年野球大会の開催結果について御報告いたします。

今大会は、6月26日土曜日から7月17日土曜日までの土曜日、日曜日の7日間、総合運動公園運動場を会場として開催をいたしました。

今回の大会は、他の大会や雨天等のため延期となった試合があったことから、少年野球連盟と協議の上、一部の決勝戦を7月10日の土曜日、二部の決勝戦を17日の土曜日に行いました。

参加状況といたしましては、小学校6年生、5年生で構成される一部が9チーム、100人、小学校4年生以下で構成される二部が6チーム、71人の合計15チーム、171人で行いました。

成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますが、一部の優勝が第三小学校の武蔵ライオンズAチーム、二部の優勝チームが第十小学校、雷塚小学校の合同チーム、新小鳩ファイターズ Jr. チームという結果でございました。

以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、6点目でございます。

市の管理する施設における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

西原スポーツ振興課長、お願いします。

○西原スポーツ振興課長　それでは、資料6、市の管理する施設における新型コロナウイルス感染者の発生について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

感染者は野山北公園プールの職員で、令和3年8月9日月曜日に発症し、同月13日金曜日にPCR検査により陽性が確認されました。

濃厚接触者の該当者はございませんでした。

消毒作業につきましては、陽性者の行動範囲全てにおいて実施済みでございます。

また、今年度の野山北公園プールは、8月14日の土曜日から閉園させていただくことになりました。

なお、指定管理者より野山北公園プール職員全員の抗原検査を17日火曜日までに実施し、全員の陰性が確認されております。

続きまして、2ページを御覧ください。

感染者は総合体育館の職員で、令和3年8月14日土曜日に発症し、同日にPCR検査を受け、15日日曜日に陽性が確認されました。

濃厚接触者の該当者はございませんでした。

消毒作業につきましては、陽性者の行動範囲の全てにおいて実施済みでございます。

総合体育館は通常どおり開館しております。

以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、7点目でございます。

令和3年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

西原スポーツ振興課長、お願いします。

○西原スポーツ振興課長　それでは、資料7、令和3年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チー

ム親善試合の開催について御報告いたします。

本事業につきましては、小学校6年生の少年野球代表チームと70歳以上の方で構成される古希野球代表チームによる親善試合を行い、野球を通じた世代間の交流、親睦を図るものでございます。

なお、例年であれば、元プロ野球選手などを講師にお招きした講演会と野球教室を併せて開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度は親善試合のみとし、開催しないことにいたしました。

主催は武蔵村山市教育委員会、共催は武蔵村山市少年野球連盟と古希軟式野球チームでございます。

開催は、9月12日日曜日でございます。

開会式につきましては、午後2時から第3運動場で行いますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、来賓の方などは招待せず、簡素化して行いたいと考えております。その後、午後2時15分から親善試合を7イニング、試合時間1時間30分で実施いたします。

閉会式につきましては、行わない予定であり、記念撮影を行うことで事業終了とさせていただきたいと考えております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、例年であれば、お忙しい中開会式や講演会などへの出席をお願いしておりますが、今年度につきましては、開会式が簡素化し、また講演会は行わないことなどから、誠に残念ながら出席については御遠慮いただくこととなりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、8点目でございます。

令和3年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室の開催についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

西原スポーツ振興課長、お願いします。

○西原スポーツ振興課長 それでは、資料8、令和3年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室の開催について御報告いたします。

今年度のスポーツ都市宣言記念事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に考慮いたしまして、例年300人程度の定員で行っている講演会につきましては、開催しないことに

いたしました。

スポーツ教室につきましては、スポーツの基本とも言える「走る」「投げる」をテーマとした市民の健康増進、体力向上等のスポーツ推進を図ることを目的に、陸上教室を開催いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、開催日時は10月3日日曜日、午後0時50分から午後4時まで、会場は総合運動公園運動場第2運動場でございます。

講師には、「走る」が御専門の中央大学陸上競技部短距離コーチの井原直樹さんと、「投げる」が御専門の2014年日本選手権円盤投げ第3位などの実績をお持ちの宮内優さんにお越しいただきます。

当日は、開会式を0時50分から行い、午後1時から井原さんの「足が速くなる走りかた教室」と、宮内さんの「ジャベリックボール投げ教室」に参加者を2組に分けて、各教室に交互に参加していただこうと考えております。

また、講演会の代わりということではございませんが、各教室の中で質疑応答の時間などを設けていただくことになっております。

なお、閉会式は陸上教室の終了後に行います。

教育長並びに教育委員会の皆様におかれましては、お忙しい中恐縮ではございますが、開会式等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

9点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 報告の4番目、小・中学校におけるコロナウイルスの感染状況に関連しまして、要望でございます。

7月16日から8月15日までに合わせて23人の児童・生徒が新型コロナウイルスに感染したという事実、これにまず驚いております。いずれも夏休み期間中で、学校における濃厚接触はございませんでしたが、あと10日もすると夏休みも終わるという時期になって感染が拡大し続けている状況を考えますと、心配でなりません。

多分各学校では、不安な思いを持って新学期を迎えることになるかと思いますし、今の状況からして、9月以降も感染者が出てくるのは避けられないものと思われまます。改めてにな

りますが、教育委員会には、感染者が出たときの対処の仕方など、事前にしっかりと想定した上で、学校現場に寄り添った対応が求められるところがございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 資料2についてです。

中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の開設が決定され、よりよい開設の運営のために準備委員会が設置されているということはとてもよいことだと思います。またその準備委員会に特別支援教育に造詣の深い宮本先生を委員長として計画整備が行われるというのは、とても心強いと思います。

小学校で学んで支援されてきたことが、中学校でも特別支援学級の中でその子の状況に応じた指導や適切な支援が専門的な立場から行われることで、その子の成長につながり、可能性が広がると思います。ぜひ推進をよろしくをお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 請願第2号 オリンピック・パラリンピック参加に関する決定についての請願

○池谷教育長 日程第4、請願第2号 オリンピック・パラリンピック参加に関する決定についての請願を議題といたします。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせます。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、御説明いたします。

本要請及び請願は、令和3年8月17日付で收受をいたしました。

詳細は、配布資料のとおりでございますので、概要のみ御説明いたします。

今回、4点について質問及び要請がございまして、1点目から3点目が御質問、4点目が要請となっております。

1点目が、他市と同じようにオリ・パラ観戦中止判断がなぜできなかったのかその理由を教えてくださいというもの。

2点目が、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会が提出した文書が、請願としてではなく要請文書として取り扱われており、どのような違いで3月の教育委員会定例会で取り扱った請願と異なる扱いになったのか、理由をはっきりとお知らせくださいというもの。

3点目が、今後、請願の扱いについて、どのような形で扱うかをお示しくださいというもの。

4点目が、オリンピック終了後パラリンピック観戦について、都教委は有観客も検討中と聞いています。上記よりもさらに感染が拡大している今、パラリンピックの児童・生徒の観戦は中止するよう要請しますというものとなっております。

○池谷教育長 赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、4点について順次説明をいたします。

まず、1点目の他市と同じようにオリ・パラ観戦中止判断がなぜできなかったのかその理由を教えてくださいとのことですが、市教育委員会として、オリンピック・パラリンピックを直接観戦する体験を通じて、子供たち一人一人に人生の糧となるかけがえのないレガシーを残していくため、感染症対策、熱中症対策等を踏まえた上で学校連携観戦の準備を進めており、中止の判断はいたしませんでした。しかし、7月8日に開催された政府、東京都、大会組織委員会、IOC、IPCによる5者の協議において、東京都を会場とするオリンピック競技大会の無観客での開催が決定されたことを受け、市教育委員会として、7月9日にオリンピック・パラリンピックともに学校連携観戦を中止することを判断させていただきました。

○池谷教育長 平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 次に、2点目のどのような違いで3月の教育委員会定例会で取り扱った請願と異なる扱いになったのか、その理由をとということですが、教育委員会への請願につきましては、武蔵村山市教育委員会請願処理規則に基づき処理を行っております。当該規則では、請願の書き方について、邦文を用い、提出年月日、請願の要旨並びに請願者の住所及び氏名を記載し、署名または記名押印しなければならないとされておりますが、6月に収受した武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会からの文書につきましては、日付の記載がなく、また押印もなかったため、教育長報告での取扱いといたしました。

しかしながら、3点目の質問への回答へも関連してきますが、提出者への確認をするなど、

教育委員会事務局としてももう少し丁寧な対応ができたのではないかと反省をしているところでございます。

続きまして、3点目の今後の請願の扱いについて、どのような形で扱うかをお示しくださいということですが、先ほども御説明したとおり、処理に関する規則がございますので、規則に沿った取扱いを行っていくところではございますが、市民の皆様の意見がしっかりと教育委員の皆様が届き、御協議をいただけるよう丁寧な対応を心がけるとともに、請願書の書き方等につきましては、市ホームページ等で分かりやすくお示しをしていきたいと考えております。

○池谷教育長 赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 最後に、4点目のオリンピック終了後パラリンピック観戦について、都教委は有観客も検討中と聞いています。上記よりもさらに感染が拡大している今、パラリンピックの児童・生徒の観戦を中止するよう要請しますということですが、1点目で申し上げましたとおり、東京都を会場とするオリンピック競技大会の無観客での開催が決定されたことを受け、市教育委員会として7月9日にオリンピック・パラリンピックともに学校連携観戦を中止することを判断させていただいております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。項目1から4までについて行います。

なお、事務局からの説明にもございましたが、項目1から3までについては質問となっているため、討論及び採決については、項目4のみを行うこととする形によろしいでしょうか。

それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより請願第2号 オリンピック・パラリンピック参加に関する決定についての請願を

採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手はございません。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

◎日程第5 議案第34号 令和3年度教育予算の補正(第6号)の申出について

○池谷教育長 日程第5、議案第34号 令和3年度教育予算の補正(第6号)の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

令和3年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で総務管理費、教育総務費、中学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第34号 令和3年度教育予算の補正(第6号)の申出につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)に係る教育予算につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、市立学校における修学旅行を中止とした場合の旅行代金取消料等の経費について計上したものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

また、次ページ以降の令和3年度教育予算第6号補正参考資料も併せて御参照ください。

まず、歳入でございますが、16款2項8目教育費都補助金を84万円増額し、1億1,181万3,000円とするものでございます。増額の内容につきましては、村山学園第四小学校及び第二中学校が学力格差解消推進校に指定されたことに伴う補助金78万2,000円と、オリンピック聖火リレートーチ購入に係る補助金5万8,000円を計上したものでございます。

次に、歳出でございます。

2款1項8目学習等供用施設費につきましては、9万7,000円増額し、6,993万6,000円とするものでございます。内容につきましては、残堀・伊奈平地区会館学習等供用施設の駐

車場の整備に係る経費でございます。

9款1項2目事務局費につきましては、14万2,000円増額し、1億8,940万2,000円とするものでございます。内容につきましては、都立高等学校入学者選抜に係る書類の郵送代でございます。

9款1項3目教育指導費につきましては、243万3,000円増額し、2億3,870万円とするものでございます。内容につきましては、第三小学校のクラウドファンディングを活用した武蔵村山市PR動画作成に係る経費165万円と、村山学園第四小学校及び第二中学校が学力格差解消推進校に指定されたことに伴う経費78万3,000円を計上するものでございます。

9款3項1目学校管理費につきましては、1,828万8,000円増額し、5億7,994万1,000円とするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により市立中学校の修学旅行が中止となった場合における旅行代金取消料等を計上したものでございます。

9款6項4目学校給食費につきましては、10万5,000円増額し、3億1,798万円とするものでございます。内容につきましては、学校給食センターにおいて、従前からリサイクル業者が回収していたペーパータオルにつきまして、今年度から回収できないこととなり、事業系可燃ごみとして処理する経費について不足が生じることから計上したものでございます。

9款6項5目学校給食センター費につきましては、30万円増額し、1,007万7,000円とするものでございます。内容につきましては、学校給食センターの北門出入口付近に埋設されている浄化槽のステンレス製のマンホール蓋が劣化し、搬入車両等の通行に支障を来すおそれがあるので、その修繕に係る経費を計上したものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 参考資料の1ページにございます学力格差解消推進校事業補助金というのがございますが、こちらの取組と申しましょうか、内容を詳しく御説明いただきたいと思っております。お願いいたします。

○池谷教育長 石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、お答えします。

学力格差推進校事業とは、児童・生徒に確かな学力の定着と伸長を図るため、東京都教育委員会が指定した学校を対象に教科指導や補習等を行う取組を支援する事業であります。推進校には教員が加配されており、組織的に学力向上のための取組を行っております。推進校には、取組に要する経費の補助を受けることができるということになっております。

以上でございます。

○池谷教育長 潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 分かりました。ありがとうございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 2ページの地域活動支援経費についてです。

第三小学校の学校だよりにQRコードがついていましたので、子供たちが作った武蔵村山市のPRを見せていただきました。第三小学校の子供たちが協力して本市のよさを紹介していて、とても心温まり、感動いたしました。企画し、機器を活用して作成し、PR活動を行うことで、そのプロセスの中でいろいろなことが学べると思われました。

情報機器を活用する力や情報モラルをはじめ、アイデアを出し合うことで、創造力の育成にもつながりますし、さらに、実践力なども身に付くだらうと思われました。ぜひ予算化をお願いしたいと思います。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 令和3年度教育予算の補正(第6号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 6 議案第 35 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科
用図書の採択について**

○池谷教育長 日程第 6、議案第 35 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 35 号の提案理由を説明させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定により、小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、議案第 35 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書の採択について御説明いたします。

学校教育法第 34 条第 1 項に、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められています。

このことに関しまして、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、同法の附則第 9 条において、第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められております。

これを踏まえて、資料 1（別冊）教科書採択資料作成委員会報告書小学校特別支援学級編に示されております図書が採択の対象となる教科用図書となります。

別紙、武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書は、この報告書を一覧にしたものでございます。

それでは、この別紙につきまして御説明いたします。

まず、生活は 9 社から 13 冊、国語は 3 社から 6 冊、書写は 5 社から 8 冊、算数は 5 社から 8 冊でございます。

特別支援学級におきましては、児童一人一人の障害の状況等に対応する必要があることから、教科ごとに通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を同様に使用する児童や、文部科学省著作教科書を使用する児童、そして本報告書に示されている図書を教科書として使用する児童など、個々に使用することとなる教科書が異なることを踏まえ、同委員会が十分に精査、検討した上で本報告書が作成されております。

委員の皆様には、御意見等がございましたら御協議いただき、御採択くださいますようお願いいたします。

また、中学校の特別支援学級教科用図書につきましては、令和4年度は該当する生徒の実態から、全生徒が全ての教科において通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を使用し、適宜補助教材を活用して指導することが望ましいと同採択委員会が協議、判断をしたため、教科書採択資料作成委員会報告書をもって報告する該当図書はないとのことでございます。

特別支援学級在籍児童・生徒につきましては、一人一人の実態に応じて採択を経た文部科学省検定済み教科書、もしくは文部科学省著作教科書、または本日、これから御採択いただくいわゆる一般図書のいずれかを教科書として教科ごとに1冊ずつ無償で配布し、使用することとなりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 今回の対象図書、全部で35冊でございますが、資料として添付されております教科書採択資料作成委員会の報告書をお作りいただきました作成委員会の皆様にお礼を申し上げたいと思います。調査基準に基づきまして、1冊ごとにその図書の内容、構成上の工夫、特長などがまとめられておりますけれども、先生方大変お忙しい日々を送る中で、全35冊にわたっての調査は大変であっただろうなと思われまます。改めましてその御労苦に敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 35 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書
の採択についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 7 議案第 36 号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則
ほか 5 規則の一部改正の申出について

○池谷教育長 日程第 7、議案第 36 号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則
ほか 5 規則の一部改正の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 36 号の提案理由を説明させていただきます。

公共施設予約システムの更新に伴い、武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則
ほか 5 規則の一部改正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御
決定くださるようお願いいたします。

高橋文化振興課長、お願いします。

○高橋文化振興課長 議案第 36 号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則ほか
5 規則の一部改正の申出につきましては、文化振興課、スポーツ振興課を代表いたしまし
て、文化振興課より御説明をさせていただきます。

1 枚目をおめくりください。

武蔵村山市公共施設予約システムにつきましては、本年 10 月より新しい予約システムへ更
新することから、更新に伴う関係規定の整備の必要があるため、市長部局で所管する武蔵村
山市公共施設予約システムの利用に関する規則ほか 5 規則の一部改正の申出を行う必要があ

ることから、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

2枚目をおめくりください。

武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

当規則第5条第5項中の利用者登録の有効期限を3年から5年に、同規則第10条第2項の当選予約の決定入力期間を削り、第3項を第2項とし、新旧対照表2ページ、3ページにございます別表第2、当選予約の決定入力期間の欄を削り、新旧対照表4ページにございます第2号様式中、登録証の有効期限を3年から5年に改めるものでございます。

続きまして、武蔵村山市学習等供用施設設置条例施行規則、武蔵村山市立地区集会所設置条例施行規則、武蔵村山市民会館設置条例施行規則、武蔵村山市総合体育館設置条例施行規則、武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の5規則の一部改正の内容につきましては、各規則で規定をいたします許可書兼領収書の各様式を改めるものでございます。

また、一部改正する6規則の附則におきまして、改正施行日を令和3年10月1日とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第36号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則ほか5規則の一部改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 議案第 37 号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
について

○池谷教育長 日程第 8、議案第 37 号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 37 号の提案理由を説明させていただきます。

公共施設予約システムの更新に伴い、公民館使用許可書兼領収書の様式を変更する必要がある
ので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の
上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋文化振興課長、お願いします。

○高橋文化振興課長 それでは、議案第 37 号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正す
る規則について御説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

一部改正の内容につきましては、武蔵村山市公共施設予約システムの更新に伴い、同規則
第 3 条に規定しております許可書兼領収書の様式を改めるものでございます。

また、附則におきまして、改正施行日を令和 3 年 10 月 1 日とするものでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 37 号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 その他

○池谷教育長 日程第9、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 もう大分時間がたってしましまして、今更といったところかもしれないのですが、夏休みが始まって間もなく、7月下旬のことです。比較的交通量の多い道路の歩道を小学生が歩いておりましたところ、何かあったのでしょうか、その道路を横断しようとしたのか、車道に飛び出し、そして危なくもう少しで車にひかれそうになったという場面を目撃しました。車を運転する者とするれば、運転においては、常に当然のこととして安全運転を心がけなければならないところだと思うのですが、これが信号ですとか横断歩道がないところでしたので、タイミングが悪ければ当然事故になってしまったのかなという状況でございます。

常日頃より、また長期休暇の前には、各学校の先生方より交通安全をはじめとする御指導もあったと思います。また、当該児童においても、夏休みになって少し気の緩みがあったのかもしれないと思います。夏休みはもう終わりが近づいておりますので、今すぐどうこうということではないのですが、こういった事実があったという御報告と、新学期が始まりましたら、また改めてそういった交通安全をはじめとする指導を徹底していただきたいとお願い申し上げます。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございました。新学期が始まりますので、周知させていただきます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 10、議案第 38 号の審議をいたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 23 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 10 議案第 38 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 3 年第 8 回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前 10 時 26 分閉会